令和5年12月定例農業委員会

議事録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月5日(火) 午後1時30分から午後2時41分
- 2 開催場所 庁舎大会議室 (A・B)
- 3 出席委員
 - 1番 松 本 康 博
 2番 香 月 英 昭

 3番 中 村 津多子
 4番 西 村 徳 義

 5番 井 手 悦 郎
 6番 髙 塚 和 行

 7番 江 頭 和 夫
 8番 釘 本 勝

 10番 古 賀 榮 一
 11番 北 島 英 文

 12番 (欠 番)
 13番 秋 丸 政 光

 14番 江里口 泰 信
- 4 欠席委員

9番 大屋博幸

- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長岸川斉副脹難縣長真子祐輝

7 会議の概要

事務局

委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年12月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。

初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、今日はお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございました。 つい最近、二、三週間前と思いますけれども、NHKで今後の食料自給ということで1時間番組をやっておりました。それで、代表で〇〇の農家と〇〇の農家が出演をなさっておられましたけれども、1つは〇〇の農家だったと思いますけれども、二十数町作って、そして、国から補助金をもらって耕作をしとったですけど、コロナの影響で、4,500万円の借財だったと思いますけれども、破産をされておられました。その状況を見ますと、今の農業情勢の中では米の価格が非常に安いということで、農業経営する方の手取りの単価が少ないということを申しておられまして、破産をされておりました。

神明という米の業者、御存じかと思いますけれども、今は米余りと言っておりますけれども、2040年には日本は農業者の減少で米の供給が足りない状況になると言っておられました。しかし、国は、農業者の減少で米の供給は減るけれども、人口減で賄い切れる、対応できると言っておりました。

私たち生産現場から見た状況の中で、後継者のおられるところはいいですけれども、後継者不足で、地域計画も今作っている最中でございますけれども、なかなかコンスタントに将来の展望が見えない状況が続いておるわけでございます。私たちはたまたま一番厳しい状況の中で農業委員をさせていただいておりますけれども、そういう中で、今後の将来の農業の展望をやっていかないといけないんじゃないのかなと痛切に感じております。

日本は食料自給率が38%ですけれども、スイスはもっと悪くて、悪かったときに国民にアンケートを取って、農業をどうしたらいいのか、もし戦争とかなんとかあったときに対応をどうするかを国民に問うたら、国の税金を農業者に投入してもよいという回答を得られて、今、日本の国は38%ですけど、スイスは49%ぐらいで、店に並ぶ食料は全部自国のもの、スイスで生産されたものということであっておりました。

私たちも、地域計画も必要なんでございますが、やはり農業で食えるシステムをつくるような運動をしなきゃいかん時代に来ているなと、痛切にその番組を見て感じました。

皆さん方も5年、10年後を見据えて農業に取り組んでいったほうがいいのかなと。とにかく米麦もそうなんでございますが、私は果樹農家でございますが、果樹農家もそれ以上に厳しい状況にございます。せっかく農業委員をさせてもらっておりますので、そこら辺も併せて将来のことを考えてみたらなというふうに思いました。

今日は、議案が第1号議案から第5号議案までびっしりございますけれども、そういうことも勘案しながらこういうものに取り組んでいったらもっと明確に内容が見えてくるのかなと思いましたので、今日は皆さん方の御協力でスムーズに議案が進むように御協力をお願いして、ただいまから農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

9番大屋委員から欠席の連絡がありました。本日の出席委員は12名で、在任委 員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定 により、この会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務める こととなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。

それでは、ただいまから令和5年12月の農業委員会を開会いたします。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。

本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私 から御指名をさせていただきます。

10番古賀委員と11番北島委員にお願いをいたしたいと思います。よろしくお 願いします。

次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は1ページを御覧ください。

本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は1ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は祇園川南の三日月町吉原地区にある農地で、申請理由は贈与で

資料の5ページを御覧ください。

申請地を斜線で表示しておりますが、その左側にあります○○番○は譲受人の所 有地となっております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(举手)

す。

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は6ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は長崎自動車道南の小城町宿地区にある農地で、申請理由は規模 拡大です。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。 事務局

資料は11ページからとなります。

事務局

議長

議長

事務局

議長

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は長崎自動車道南の小城町松葉地区にある農地で、申請理由は規 模拡大です。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は17ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は主要地方道牛津芦刈線東の芦刈町西道免地区を通る市道小路西

道免線西にある農地で、転用目的は住宅用地、一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への 影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に 東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

資料の23ページを御覧ください。

申請地の一部ですが、所有者が農地法の手続をせずに一部を資材置場等として利用されているため、始末書を提出されております。

以上でございます。

議長

この案件については10番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

10番

現場を見に行きましたが、実際はもう埋めてあるので始末書が出ておりますが、それは仕方ないと思って。今、○○市は絶対駄目なんです。事前に埋めとったら。だけん、本当は認めたくはなかばってん、そこまで言うのもあれやったけん認めますけど、本当はいけないことだと思います。事前に埋めたりなんかしてあったら。元の田に戻してから申請を出さにゃいけないと私は思っていますけど。でも、そこまで言うのはあんまりやったので、いいのかなと思ってオーケーはしてきましたけど、大体はいけないと思います。事前に埋めるということが、○○市はもう絶対許さんですもんね。

それと、今はっきり言って、地区内のあちこちに不法埋立てもあるですもんね。 そこも大体本当は全部元に戻すごとせにやいけんとばってんが、要するに水路ば曲 ぐっけんが。ばってん、それはあんまりいくと、かなり語弊が出てくるので、ま だ。でも、おいおいそれをなくすようにしていかんと最終的にはいけないんじゃな いかなと私は思っています。 以上です。

議長

古賀委員さんはそのように意見を述べておられますが、ほかの委員さんの御意見がもしあればよろしくお願いします。

8 番

前例は、前こういうことはなかったですか、同じ事例が。そこを聞きたいんですけどね。

議 長事務局

水路まで埋めてあるていうとは、あるですよ。

今の質問にお答えをします。

私が令和2年度から農業委員会に配属になったんですが、違反転用に関して原状 回復をしなさいという指示を出したことは、農地に対してはないんですが、1件、 市に対して原状回復をするようにという指示はしています。ですが、まだその回復 はあっておりません。

市の分は、三日月町の西分ため池付近に盛土をされています。あそこは市が地権者の了解の下、盛土をしておりますが、農地法の手続をせずに盛土しているために撤去をするようにという指示を出しています。その撤去をすることで、土砂の搬出先を公共事業で使うということで、今、建設課内で協議しているということを聞いておりますが、いつまでにという期限を区切った形での撤去の指示はしておりません。

それと、今先ほど古賀委員の、原況に回復をさせるということは一つの方法かと 思うんですが、回復をさせるには事前に本人さんの申請書をいただき何かしらの行 政処分をしないと私はできないと思っています。

先ほど例を出されて、隣の〇〇市さんは原状に戻しなさいということで手続をされておりますが、例えば、圃場整備で換地処分をされたことによって、畑が宅地の周りについている方も中にいらっしゃいます。そこを、畑があると知らずに宅地の一部として、庭としてとか建物を建てたりとかされている方もいらっしゃいます。その場合に、上に土砂しかないから撤去させる、建物、塀があるから撤去させないというのは、なかなか整合性が取れないものかなと私は思っています。ですから、何かしら本人さんが農地法の申請をされて農業委員会で却下をする、今のところ小城市は県が農地転用の許可を出しておりますが、県にも書類を出して県が却下するという手続をして初めて土砂の撤去の指示というふうになるかと思います。

県も追認という形で農地転用申請書も受け付けておりますので、現状では、先ほど言いましたように小城市が撤去すべき案件以外は原状回復をしなさいという指示は、私が農業委員会に配属になってからは指示をしておりません。

以上です。

10番

1ついいですか。建築基準法では田にせろという意味ですか。新しく家を建てるとき。要するに、家を建てるときに、確認申請を出すときに不法に建物を建てたりしとくと、それを取り壊してからじゃないと確認申請を通さない。もしくはそれに準ずるような基礎をしなさいとか、そういうふうにもうちょっと厳しか建築基準法とかなんとか。それと、土地の不法埋立てをして、そこに家を建てるときになって、これは売れとるけんがといって、最終的にはそこを宅地と認めなくて、要するにピンを打って、ここ以外は建てたらいかんとか、そういう面はあります。私はそれは何回か見てきました。

6 番

何かこういうとば、うちの農業委員会の中でも規制というか、何か話合いをして 決めんぎ、前の農業委員のときもこういうことのあったですもんね。始末書を書い て。そいは業者さんもおって話して、大体言うぎ、こいは元に戻さんばいかんばん たて言うたぎ、「じー」としとった。それまではもう、よかくさよかくさやったも んね、言い方が。ところが、一言おいがそがん言うたぎさ、何かうちの農業委員会 の中でも決めたらどがんかなて。

議 長事務局

条例のごとしてつくられんですか。

お答えをします。

条例になれば、当然、議会にかけて承認をいただくということになるんですが、 農業委員会の内規として、どういった形で申請を受けるとかいうのは定めることが できますので、それはちょっとこの場では、すぐできますというのはなかなかお答 えができないかと思います。

それと、今からですね、例えば、畑とか田んぼで転用しますであれば、今、髙塚委員がおっしゃった土砂に関しては、転用の申請があった後に、許可を受ける前に土砂を搬入されていました。搬入されていることが現地を回っている際に分かったので、そのときには土砂の搬入をやめてくれというふうにお願いをしたんですが、その後もまた続けて搬入をされていましたので、これ以上されたら、許可に関してはかなり厳しくなりますよというお話を、先ほど髙塚委員がおっしゃったように説明をさせていただいて、その後は農地転用の許可後に土砂の搬入をされています。

確かに古賀委員がおっしゃるように、原況に戻すというのも手続としては必要なものかと思うんですが、先ほども言いましたように、その場合には何かしらの書類を受けて農業委員会としての処分をせざるを得ないというのがあります。

それともう一つが、農地と分からずに埋めている云々というのが、例えば、土地改良の換地、先ほども言いましたが、換地処分に関しては40年も前に既に畑を埋めて宅地のようになっているというのが多数あります。その場合は、今から埋めようと思われている方には当然止めることもできますし、今から建てようとする方には撤去をしなさいというのも農業委員会の内規で定めることによって、撤去をしないと次行きませんよということは言えるかと思うんですが、もう既に30年前、40年前に家を建てている方に関して、今から建てる人は撤去しなさい、既に建てている人はそのままでいいですよというのも整合性が取れないのかなとか思いますので、原況に回復することに関しては他市町の状況を確認しながら、委員の皆様方に情報の提供をしながら、どういった形で内規を定めるかというのを今後検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

そしたら、一応許可はしても、水路とかなんとかの泥の埋まっているものの撤去 とか条件ばつけてもようなかですか。

事務局

今、会長がお話しされた水路に関しては、転用の農地と水路が接している場合は、建設課が水路を管理している場合とか、土地改良区が管理している場合があるんですが、建設課が管理している場合は境界の立会いを行います。その際に、土砂の流出があれば、その分は撤去するようにという指示を出しているはずですので、原況の回復ですね。ですから、その辺りは建設課のほうにも確認をして、皆様方に情報の提供をしたいと思っています。

以上です。

8 番事務局

確認してですけど。

今、どういうふうになっているのかと……

あそこはもう、水路切れとったですもんね。水路がなかった。

8 番 事務局

ですから、通常、境界の立会い、民地と公有地、水路は法定外の公共物ということで、市が管理している、建設課が管理しているところになるんですが、その場合は境界がどこになるのかという確認をしますので、それで水路が埋まっているのであれば、原況復元してくださいとか指示を出したりもしているはずですので、その

辺りは、先ほども言いましたように建設課とも確認をしながら、皆様方に情報の提供をしたいと思っております。

以上です。

議長

そしたら、事務局の説明をしていただきましたけれども、そういう状況で賛成していい方は、賛成を取ってよろしいですか。——それでは、ただいまの意見で賛成の方は挙手をお願いします。(発言する者あり)

そしたら、しばらくお待ちください。

そいぎ、水路の件はまた……

事務局

はい、建設課に確認をします。

8 番

水はずっと流しっぱなし。パイプは切っちゃったですね。

6 番

それから、始末書で済ますて言うぎさ、始末書を書いたらよかていうぎ、また次 もそういうことのだんだんなる、それがいかんさね。

議長

そして、同じ人ががんとすんもんね。

事務局

今おっしゃっているように、髙塚委員さんがお話しされたのは……

8 番 事務局 ほんに失礼かばってん、駐車場ばちょこっと3台分て言うないあいばってん。

今回、始末書を出された方は、今、髙塚委員さんがお話しされた同一人物です。 2回目であります。

議長

古賀委員さん、そういうことでよろしいですか。

そしたら、事務局と皆さんの御意見等もありますけれども、始末書も出ておりますが、皆さんの意見も出ましたので、賛成の方は挙手をお願いします。

8 番

これは棄権もよかとですか。

議長

ちょっと何か手だてはないもんですかね。今回までとか、始末書の――。農業委員会からの通達を……

8 番

何とか一任とか、そがんとの……

事務局

そうですね、ちょっと口頭でというのもありますので、書面を譲渡人さん宛てに 書くようにしたいと思います。

議長

そしたら、事務局から今回のような書面を出していただくということでございますので、一応、絶対反対ということでなければ挙手をお願いします。

(挙手)

どうもありがとうございました。

これをもちまして、この件については終了したいと思います。

それでは、次の案件に進みたいと思います。よろしくお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は24ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号北の小城町宿地区を通る市道宿松葉線西にある農 地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への 影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に 西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

事務局

議長

この案件については1番松本委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

1 番

去る27日に調査に参りました。

イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は 適当である。

ロ、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

二、被害防除施設・用排水は、西側の水路に排水されると計画されております。

ホ、その他の特記事項について、令和5年11月27日に説明を受け確認しています。

なお、北側の境界の犬走りの計画は、まだ私には連絡をもらっていません。 以上です。

議 長 6 番 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

この案件ばってんが、北側の地主さんとの話合いのまだついとらんやったもんね。そいけん、それがでけてからせんぎおかしゅうなっかなと、施工してから後からやりよったら困りゃせんということは話したばってんが、そこら辺はどがんなっととじゃい。

1 番

その結果は、私は連絡を受けていませんので。

6 番

受けとらんやろ。

1 番

はい。そいけんが、5日までに間に合いますかて私は、確認は、言ったんです。 事務局から私にはどういう結果になったという報告は受けていません。

事務局

今御質問いただいた件にお答えをします。

議事録という形で書面を頂いたものを見せていただいたんですが、建物を若干離して設置するということを、北側の農地の所有者さん、今回の申請地の中に排水路を造ってほしい、農地の排水路を造ってほしいという申出があったということなんですが、その排水路に関しては申請地の中に設けることができないということで、融資をされる金融機関からとか、購入される方とかの協議の中でそういうお話になったというふうに書面を頂いています。ですから、北側の農地内に排水のための水路というか、側溝なりを造ることでお話を聞いていますが、実際造ることになったかどうかまでは結果を聞いておりません。

今回の申請に関しましては、あくまでも二本松の○○○番の中の転用に関しての審議をしていただくものでございますので、北側農地に排水路を造るのであれば、その農地をお持ちの方が改めて農地法の第4条の申請をしていただくとか、そういった手続が必要となってまいりますので、その際の費用の負担をどうするのかというのが今協議をされている最中だと思っております。

以上です。

1 番

北側の農地に水路ができるということですか。申請地の北側に水路を入れるということになっていた。確認に行ったときは。

事務局

ちょっとすみません、その書面を持ってまいりますので。

1 番

いやいや……

事務局

よかですか。

1 番

北側になっとるて言いよんさっけん、境界の北じゃなし、境界の内づらに。

事務局

先ほども説明しましたように、申請地の中に排水路を造ってほしいということで 話があったんですが、それは融資をする金融機関とか申請者の方とかのお話で、申 請地内に設置することは難しいということで、今回転用されます〇〇〇〇さん―事業者さんですね――と、所有者さん、譲受人さんとで協議の結果、そういうふうになったというふうに書面をいただいておりますので、実際、今回の申請地の北側に設置するという方向であるものの、その後どういった結果になったかまでは、こちらのほうもお話を聞いていないという状況です。その際の協議をしたという経過の報告書はいただいているんですが、最終的に北側に誰の費用で排水路を設置するのかまではお話を聞いていない状況です。

以上です。

13番

そいぎ、北側に造るていうぎ、北側に畑ば作っとうもんが、今度は南のほうに、建物は〇〇〇〇ね、その人に造ってくいろのことやん。おいが出すけんじゃなかろうもん。

事務局

いや、その辺りはですね、今回はあくまでも共同住宅を建てることでの申請でありますので、申請地の北側の……

13番

ばってんさ、それを建つっためには水路ば造ってくいろのことやろうもん。 はい。農地をお持ちの方は排水路を造ってほしいということで……

事務局 13番

そいぎ、その水路ばさ、おいが出すけんが、工事ばしてくいろとかなんとかは何もなかとやろうもん。

事務局 13番 書面を見る限り、誰が費用を負担するのかまでは書いていないんですが……

そこんたいばぴしゃって決めんばいかんじゃろ、境界とかなんとかの決まっとらんないば。

事務局

境界に関しては必ず境界の立会いをして、測量図を基に境界の立会いをされます ので、境界に関しては、立会いをされたことよって確定をしているはずですので。

13番

建物は境界から2メートルて言うたかね。

事務局

はい。2メートルほどに若干下がるというお話での議事録が……

事伤师 13番

前は1メートルから2メートル……

事務局

1. 5メートルだったものが、たしか2メートルにというのは書面を見させていただいています。何度も言いますように、今回、申請地の中に共同住宅を建てるということでの申請です。ですから、排水路を申請地の中に設けることができないというふうに事業者さん――今回申請された方は、排水路を今回、申請地の中に造るということはできないというふうに譲受人さん等は判断しておりますので、そのことを北の農地をお持ちの方にお話をされているのかどうかまでは、ちょっと農業委員会としては確認をしていないんですが、あくまでも申請地の北側に排水路を造るのであれば、その北側の農地をお持ちの方が改めて農地法の第4条の申請、もしくは4条の届出という形で手続をしていただかないと設置をすることができないというふうになりますので。

議長

そいぎ、結局2戸の建物を造ったとの排水は、その水路は、雨水とか合併浄化槽で処理とかする水は……

1 番

ここには流れません。

事務同議 長

北のほうには流れなくて、西側に小さな水路がありますので、そちらのほうに…… そいぎ、結局、局長さんの言んさあごと、ここの建物の許可の申請だけを判断して、今後は家の排水、雨水とか流れる水の水路の件については、今後、その土地の所有者と話合いをせんばいかん。そこまでは自分たちの農業委員会も一応は話ばつけてやっとかんばいかんですか。

4 番 事務局 北側の水路は、田んぼのための排水ですか。

はい、北側には、おっしゃるように農地のための排水を設けてほしいと。

9

成 八

事務局

4 番

今はなかばってんが、排水ばつけてくれて……

事務局

はい、ということで要望されているということです。 (発言する者あり)

これが、例えば、今回の申請地の中に側溝を設けますであれば、当然今回の土地 利用計画図の中にもその排水を受けるがための側溝を設置した図面を書いていただ くことになるんですが、申請地の中には設けることができないというふうに……

そいぎ、今まではその農地の、2戸の建物のところに水ば流しよらしたわけ。 恐らく。

議 長 事務局 議 長

そいぎ、よその土地に水ば流しよったということ。

4 番 排水のはちきっと悪うなっちいう話やろうもん。

事務局そう、はい。

排水の悪うなる、それはもう自分の……

事務局

議長

ですから、今、会長もお話をしていただいたように、あくまでも今回は共同住宅を建てることでの転用の申請というふうになっておりますので、排水路に関しては申請者と隣地の農地所有者とのお話ということになりますので、実際、排水路を造るということになれば、隣地の農地を所有されている方が、先ほども言いましたように農地法第4条の申請もしくは届出書をお出しになるかと思います。

以上です。

議長

御理解いただけましたでしょうか。

そしたら、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号37まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は3ページから10ページまでを御覧ください。

事務局

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が40筆、利用権の再設定が48筆、合計で88筆、総面積は17万9,422平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に 掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効 率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または 養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしている と判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに † に は は は は は 手 を お願いします。

(举手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号37までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有 権移転についてを議題とします。

10

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 事務局 議案書は11ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、 移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。 議長 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は12ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望ついて説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は3件でございます。

資料は31ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡 希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。 事務局

> 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡 希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡

11

事務局

議長

議長

事務局

希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(举手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題 とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は13ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の貸付希望ついて説明をいたします。

本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。

資料は44ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付 希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを議題としま す。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は14ページを御覧ください。

第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを説明いたします。 資料は別つづりで配付しておりますので、併せて御覧ください。時期をずらして 追加で配付をした資料となります。

小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第7条の規定により、農地利用最適化推進委員を選考し委嘱するものでございます。

推進委員の任期は、農業委員の皆様の任期と同様に令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間として委嘱状を交付しております。

任期開始時の区域ごとの定数に対して、小城町1名、三日月町2名、芦刈町2名の欠員が生じていたため、令和5年10月10日から11月10日まで補充するために募集を行ったところです。

資料1ページに、担当区域順に推薦及び応募された候補者名簿を添付しております。

候補者として、三日月町3名、芦刈町1名の合計で4名を記載しておりますが、 三日月町につきましては募集人員2名に対して3名の方が推薦・応募をされています。

本日は、三日月町2名、芦刈町1名を選考していただくこととなります。

農業委員会等に関する法律第8条第4項には――今日、別に机に置かせていただいていました法律の抜粋の部分になるんですが、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁銅以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」に該当する場合は推進委員になることができないと規定をされております。そのため、全ての候補者の本籍地がある市役所で確認をしたところ、候補者全員が令和5年11月21日付で刑罰等に該当しないとの回答がありました。

今回3名の候補者を選考していただければ、担当区域ごとに小城町は定数9名に対して8名、三日月町は定数5名に対して5名、牛津町は定数5名に対して5名、 芦刈町は定数6名に対して5名となります。

それでは、区域ごとに選考をしていただきたいと思います。

まず、芦刈町が担当区域の候補者の選考を行い、その後、三日月町が担当区域の候補者の選考をお願いします。

芦刈町の農地利用最適化推進委員は欠員2名に対して1名の推薦となっておりますので、候補者を選考していただきたいと考えております。

推薦届出書は、本日配付をいたしました農地利用最適化推進委員候補者推薦届出 書及び応募届出書の7ページ、8ページに添付をしております。

以上でございます。

議 長 事務局

議長

そしたら、ここで選考ばせんばとですか。

まずは芦刈の分だけをして。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第5号議案のうち芦刈町が担当区域の農地利用最適化推進委員の選考について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、三日月町が担当区域の農地利用最適化推進委員の選考について事務 局より説明をお願いします。

事務局

三日月町が担当区域の農地利用最適化推進委員の選考について説明をいたします。

推薦届出書及び応募届出書は1ページから6ページまでに添付をしております。

(三日月町が担当区域の農地利用最適化推進委員の選考)

議長

ただいまの説明に対して、御意見、質疑があればよろしくお願いします。 (質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第5号議案のうち三日月町が担当 区域の農地利用最適化推進委員の選考について、1番江頭さんと2番川頭さんの候 補者を選考することに同意される方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、1番と2番の候補者を選考し、同意することに決定しました。

事務局

ありがとうございました。

小城町及び芦刈町が定数に達しておりませんので、今後改めて募集をしたいと考えております。

本日配付いたしました推薦届出書及び応募届出書、審査表は事務局で回収し廃棄

13

	いたしますので、お帰りになる際は机にそのまま置いていただければと思います。 なお、委嘱は令和5年12月6日付で行います。 以上でございます。
議長	ほかに皆さんから何かございましたらよろしくお願いします。
	(なし)
	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。
事務局	次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を12月25日月曜日、午後1時
	30分から西館2-6会議室にお集まりいただきたいと思います。
	1月の定例農業委員会の日時、場所ですが、1月5日金曜日、午後1時30分か
	ら、ここ2階大会議室となります。
	以上でございます。
議長	以上をもちまして12月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員